

(1) 検討を行う際の共通の視点

- 第3号被保険者制度の見直しをはじめ、遺族年金の在り方や離婚時の年金分割等を検討していく場合に見られる意見の違いの基本には、基本的に男女の雇用機会や賃金の格差についての現状や将来の見方についての次のような考え方の違いがある。

- ① 現実に約1,100万人を超える第3号被保険者が存在し、現状では男女間で雇用機会や賃金にも格差がある中で、社会経済の実態を踏まえて、制度の変更は慎重に考えるべきであるとする考え方。

- ② 雇用機会や賃金の男女格差は縮小してきている状況を踏まえて、可能な見直しは速やかに行うとともに、更に今後の状況を踏まえつつ、個人単位化に向けて段階的に見直しを進めていくべきであるとする考え方。

- ③ 現行制度が個人の多様な生き方、働き方の選択や就労に抑制的に働いている面があることを踏まえて、見直しはできるだけ速やかに行い、それによって雇用機会や賃金の男女格差を是正していこうとする考え方。

- さらに、女性と年金の問題は、個人単位と世帯単位、応能負担と応益負担、公平性の確保といった社会保障制度としての年金制度の基本に関わるものであり、現状を踏まえるとともに、将来の展望をもった改革が行われることが適当である。

- いずれにしても、第3号被保険者制度や遺族年金の見直し、離婚時の年金分割等についての考え方は、男女の雇用機会や賃金の格差の現状と将来をどう考えるか、年金制度の基本的な在り方をどう考えるか等によって大きく変わってくるものである。

個人の生き方、働き方が多様化している中で、基本的には年金制度も、社会保障審議会意見や「基本方針2003」に示されたように、生き方、働き方に中立的であることが求められており、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなることを前提に、できるだけ一人一人が負担能力に応じて保険料を納め、その拠出に応じた給付を受ける仕組みとなること

が望ましい。

第3号被保険者制度や遺族年金の見直し、離婚時の年金分割等について検討を進めるに当たっては、このような将来の展望の下に、ライフコースを通じ、相互に整合性のとれた見直しの観点に立って議論を進めるべきである。

(2) ライフコースの多様化と世帯モデル

- 女性に限らず男女を通じて生き方、働き方の多様化が進展している中で、個人の多様な生き方、働き方の選択に中立的な年金制度を構築することにより、働く意欲を持つ者が多様な形で働き、国民が一層の能力を発揮していけることが重要である。

- 現行の年金制度の被用者に対する給付設計は、40年間平均的な賃金で働いた夫及び全期間専業主婦だった妻からなる夫婦世帯を標準に、夫の厚生年金と夫婦2人の基礎年金を含めた世帯全体の年金額が、平均的な現役男子労働者の手取り年収の6割相当の水準となるように設計されている。

この点については、男女を通じて生き方、働き方が多様化し、多くの女性が就労期間を有するようになっている実態も踏まえ、被用者世帯における給付水準を所得代替率で示す場合、片働きだけでなく、共働きや単身を含めた複数の世帯類型を併せてみていくことが妥当である。

(3) 第3号被保険者制度

- 第3号被保険者制度は、第2号被保険者に扶養される配偶者（主に妻）の年金権の確立という観点から昭和60年改正において導入されたものである。これにより、1階部分の基礎年金の給付については個人単位の給付とされたが、2階部分の厚生年金の給付は従来どおり第2号被保険者（主に夫）名義のままとなっている。

その後、女性の社会進出や世帯類型の多様化などを受け、片働き世帯と共働き世帯・単身世帯との間の給付と負担の不公平の問題が指摘されることとなった。

- 現行制度においては、片働き世帯と共働き世帯について、夫婦の標準

報酬の合計額が同じであれば夫婦2人でみた保険料負担も年金給付も同額であり、世帯単位でみれば、給付と負担の公平性は保たれている。しかしながら、第3号被保険者が、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位でみて給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきであるとする考え方がある。あるいは、世帯単位でみた場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきであるという考え方もある。

- 本部会の議論では、前述の①の観点に立つ場合であっても、少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。

ただし、現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。

<年金分割案>

- ・ さらに、前述の②の観点に立ち、現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながらも、できるだけ個人単位での給付と負担の関係に向けて整理していくという考え方から、「年金分割案」（第2号被保険者が納付した保険料について、給付算定上夫婦が共同して負担したものとみなすこととして、納付記録を分割しておき、この記録に基づき夫婦それぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行うこととするもの）も、女性の貢献が目に見える形になり、現段階における一つの現実的な案であるという意見があった。

- ・ この場合、第3号被保険者であった者が就労すれば、分割された納付記録に自らの実際の就労による納付記録が継続され、年金保障は充実していくこととなる。

この第3号被保険者期間についての年金分割案は、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなり、分割によらなくても、第2号被保険者として自らの就労により負担し給付を受けられることが一般的となるまでの過渡的なものとして位置付けられるべきであるという意見があった。

- ・ なお、年金分割案については、将来受給権として発生する年金権は一

種の財産権であり、納付記録を分割される側への十分な情報提供と同意を得るための仕組みが必要との意見があった。

一方で、分割を認めることとした場合でも、実際には負担することなく基礎年金が支給される点は変わりがない、離婚しない大多数の夫婦にとって、年金を分割する意味はあまりないとの意見があった。

また、第3号被保険者に限定した年金分割だけでは理解が得にくいのではないかと、共働き世帯等についても分割を検討していくべきではないかとの意見があった。一方で、婚姻継続中の分割については、その必要性や夫婦間の財産関係についての他の社会制度との整理について問題が多いとの意見があった。

<負担調整案>

- ・ また、前述の②の観点に立ちながらもより公平性に配慮した場合、基礎年金という受益に着目した一定の負担を求める「負担調整案」が考えられる。この場合、現実に第3号被保険者も保険料を負担して給付を得るものであり、共働き世帯や単身世帯との不公平感を是正する上で現実的という意見があった。

一方で負担調整案については、応能負担という厚生年金の原則を変更するのは不適當である、また、世帯の合計賃金と同じでも、片働き世帯にだけ特別な負担を求めると共働き世帯よりも保険料が高くなるので公平ではないという意見、事業主の負担や保険料徴収事務の問題があるとの意見があった。

<給付調整案>

- ・ 同様に、②の観点に立ちながらもより公平性に配慮した場合において、受益に応じた負担が現実に困難であれば、基礎年金の給付をある程度減額する「給付調整案」が考えられる。

給付調整案については、第1号被保険者の負担との公平性からみて適切であるとの意見がある一方で、全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するという意見があった。

- 本部会においては、見直し案のそれぞれについて各委員から様々な観点から多様な意見が出される中、第3号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。

- その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じるものであり、働いて第2号被保険者となっている者や第1号被保険者と、第3号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適当ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していけることを基本に見直しを進めるべきである。
- なお、第3号被保険者制度の在り方は、基礎年金制度をどのように見直していくかという問題と関係しており、税方式化する場合は問題はなくなる、報酬比例方式化する場合には無・低年金を防ぐ年金分割案が意味を持つ、という意見があった。

(4) 遺族年金

- 遺族年金についても、女性の就労の増加、生き方、働き方の多様化に対応し、年金制度における公平性を確保するという観点から、給付と負担の関係を見直すことが求められている。この見直しに当たっても、前述のような男女を取り巻く社会経済の現状と将来をどうみるかという観点の違いを踏まえつつ、将来を展望した見直しを進めるべきである。
- なお、夫婦間の年金分割の導入が図られたり、男女の雇用の格差の解消が進み、高齢期は自分自身の年金で暮らすことが基本となれば、将来は遺族年金は不要となるとの意見があった。

＜高齢の遺族配偶者に対する年金給付＞

- 現行制度では、遺族厚生年金（死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の3）を選択した場合や、遺族厚生年金と自分自身の老齢厚生年金の併給を選択した場合に、自分自身の保険料納付に基づく給付が全部又は一部受けられなくなるという指摘がある。

この点については、基本的には、就労した期間については自らの保険料納付が給付額に反映される仕組みとすることが望ましく、その観点から、本人の老齢厚生年金の全額受給を基本とし、現行の遺族となった場合に受給できる額との差額を支給する仕組みとすべきである。

- 現行制度においては、遺族厚生年金の水準（死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の3）と遺族厚生年金と自分自身の老齢厚生年金の併給を選択した場合の水準（死亡した被保険者の老齢厚生年金と自分自身の老齢厚生年金の合計額の2分の1）が異なるため、世帯で標準報酬の合計額が同じ場合、片働き世帯と共働き世帯の間で、遺族年金の額が同一とならない。

この課題に対応するものとして、遺族厚生年金の水準を「遺族配偶者自身の老齢厚生年金と死亡した配偶者の老齢厚生年金の合計額」の一定割合（例えば5分の3）とすることによって、共働き世帯と片働き世帯の公平を図るべきであるとの意見があった。また、この一定割合は、男女の雇用の格差が解消するまでの経過的なものとして考えられるとの意見があった。しかし、この点については、遺族年金の低い者の年金額を下げたり、より高い共働き等の者の年金額を引き上げたりすることとなり、女性の就労状況や雇用条件に格差がある現状において、夫の遺族年金（厚生年金の4分の3）を受給する者の比率が高いことを踏まえると、必ずしも適当でないとの意見があった。この点は、これからの男女の雇用の在り方も展望しつつ、将来に向けた課題として検討していくことが適当である。

＜若齢期の妻等に対する年金給付＞

- 子のいる若齢期の妻については、子の養育のため就業等の制約も多いと考えられ、そのような制約がある中では現行制度を維持することは必要である。

子のいない若齢期の妻については、遺族厚生年金は有期給付とするなどの見直しを行い、就労支援に重点を置く方が望ましい。これについては、例えば一定期間又は一定年齢までの支給や一時金とすべきとの意見があった。

子のいない中高齢期の妻については、中高齢の女性の雇用機会、雇用条件等を考えると、なお遺族年金の必要性がある。

- なお、遺族年金の支給要件における男女格差が残存する間は、子のいる若齢期の妻及び子のいない中高齢期の妻についても、有期給付とすべきとの意見があった。

＜支給要件における男女差＞

- 男女で雇用機会、雇用条件等に格差がある現状では、現行制度の支給要件における男女差はやむを得ないものと考えられるが、将来の雇用の動向を踏まえつつ、その在り方を検討していくべきである。一方、若年層に現れている格差の縮小の動向を踏まえるべきであるとの意見、生計維持要件の収入基準を見直して支給要件を絞る方向で男女差を速やかに解消していくべきとの意見があった。

＜生計維持要件＞

- 生計維持要件の850万円については、高すぎるとの指摘があった。この要件は、死亡時点において判断するものであり、将来の収入を見通すことは困難であることから、広く受給権が発生するよう設定されているものであることも考慮して検討していくべきである。
なお、基準以上の収入が見込まれ受給権が発生しなかった遺族は、その後予測できない収入の変化があった場合でも遺族年金の支給を受けることができないことについても、併せて検討すべきである。

(5) 離婚時の年金分割

- 近年、離婚件数、とりわけ中高齢者等の比較的婚姻期間の長い夫婦における離婚件数が増加しているが、男女の雇用の格差がある中で、十分な就労所得を得ることが難しい中高齢期に離婚した女性は、賃金も年金も低く、高齢期の所得水準が低いことが多いという問題が指摘されている。
こうした社会の実態を踏まえれば、現状では離婚した妻自身の年金だけでは生活保障は不十分であり、離婚時に夫婦の間で年金の分割が可能となるような仕組みを設けるべきである。
- 年金の分割には、受給権の発生した年金の年金額を分割する方法と、受給権の発生前も含め、保険料納付記録を分割し、分割を受ける者自身に「年金受給権」が発生する方法とが考えられる。
分割の有無及び分割割合等については、夫婦の合意により決定し、合意が得られない場合は、裁判所の審判等により決定するという考え方がある。